

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 千歳市水道局から大切なお知らせ

### 指定給水装置工事事業者制度に 令和元年10月1日から 5年ごとの更新制が導入されました

■指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。

■有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※政令の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。  
(下表参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

各指定給水装置工事事業者様の初回更新までの有効期間については、個別に郵送しお知らせいたしました。

なお、郵便の不着や未更新の方へ再通知はいたしません。

政令で定められた初回更新までの有効期間	更新申請受付時期
令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間	令和2年8月1日～令和2年8月31日
令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間	令和3年8月1日～令和3年8月31日
令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間	令和4年8月1日～令和4年8月31日
令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間	令和5年8月1日～令和5年8月31日
令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間	令和6年8月1日～令和6年8月31日

千歳市では上表のとおり有効期間満了の1か月前に更新申請受付期間を設けます。  
なお、更新時期が近づきましたら、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に個別に更新案内を郵送いたします。